

【聴取内容等】

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに □ 書きで訪問先を記している。

ドイツ

(1) 公的部門の役割とその負担のあり方

＜社会保障制度の概要＞

- ・ 職域別で社会保険料が主な財源、公的年金は賦課方式を採用。
- ・ 公的年金は、数次の改革により、給付水準の引下げ、保険料水準の抑制を実施。医療保険は、総枠予算制の導入、入院診療報酬制度の改革等を実施。
- ・ 1990年代後半、保険料負担の上昇を抑えるため、付加価値税の引上げ、環境関連税の創設・引上げを実施し、公的年金の財源に充当。
- ・ 国民負担率は55.3% (2001年現在) (日本：35.5% (2004年))。

(社会保障制度)

- ・ ドイツでは1970年代から少子化が進み、現在出生率は1.40程度である。また平均寿命も延びており、平均の公的年金の給付期間は1960年頃には10年であったのが、2002年には16.5年と6割も伸びている。【連邦社会保健省】
- ・ 日本が一番高齢化が進んだ国だが、ドイツは今後30年間で最も高齢化が早く進む国である。少子高齢化は社会保障制度だけでなく教育政策や家庭政策など幅広い分野に影響を与えるが、最も影響が大きいのが年金制度である。【リュールツ教授】
- ・ 悪化を続ける公的年金財政に対しては給付面の改革と保険料の引上げによって対応してきたが、現在では毎年制度の見直しを行わなければ給付と負担の均衡を確保できない状況となっている。しかし、経済の国際化が進み、ドイツ国内の失業率が高い中で、社会保険料の引上げなど雇用を阻害するような政策をこれ以上取ることは困難であった。【リュールツ教授、連邦社会保健省】
- ・ 1998年、99年には付加価値税の引上げや環境関連税の増税による増収を公的年金制度に充て保険料の上昇を抑制した。しかし、税財源による公的年金への補助は一時的には保険料負担を抑制することにより雇用の促進に役立ったが、根本的な財源不足に対応するものではない。また、ドイツの公的年金システムは社会保険方式であり、税財源による国庫補助は本来は馴染まない（現在公的年金の歳入の約3分の1程度の国庫補助（一般財源の充当）が行われているが、今後その割合を増やすつもりはない。）。【リュールツ教授】
- ・ これまでの公的年金制度は生活水準を維持できるように給付水準を高く設定し、その給付に必要な保険料率を決定していたが、2001年の年金改革により、保険料の上限を設定し、その下で給付額を決定するという大きな政策転換を行った。【リュールツ教授】